

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(総取引高等の通知及び公表)</p> <p>第75条 法第116条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難しいと認めた場合は、書面により行う。</p> <p>(内閣総理大臣への報告)</p> <p>第76条 法第117条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の内閣総理大臣への報告は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難しいと認めた場合は、書面により行う。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(総取引高等の通知及び公表)</p> <p>第75条 法第122条の規定による当取引所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難しいと認めた場合は、書面により行う。</p> <p>(内閣総理大臣への報告)</p> <p>第76条 法第123条の規定による当取引所の市場における毎日の相場等の内閣総理大臣への報告は、電子情報媒体を通じて行うものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当取引所がこれにより難しいと認めた場合は、書面により行う。</p>